

福島市総合評価一般競争入札要綱

平成20年 3月 6日制定
平成27年 4月 1日一部改正
平成30年 4月 1日一部改正
令和 3年 1月29日一部改正
令和 3年 5月14日一部改正
令和 4年 4月19日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事等の契約に係る総合評価方式による制限付一般競争入札等の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「総合評価一般競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2（167条の12第4項及び167条の13において準用する場合を含む。）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等又は地域貢献状況を総合的に評価し、価格と技術等の両面から最も優れた申込みをした者を落札者とする方式をいう。
- (2) 「同種工事」とは、公告に定める工事施工実績に求める工事種別（工法を求める場合は工法を含む。）の契約金額等が同規模以上のものをいう。
- (3) 「類似工事」は、前号の同種工事の契約金額等が1/2以上の規模のものをいう。

(対象工事及び総合評価の型式)

第3条 総合評価方式の対象工事は、制限付一般競争入札により契約を締結する工事のうち、総合評価方式を適用することを選定したものとする。

2 総合評価の型式は、当該工事の難易度、規模等に応じて次のいずれかで実施するものとする。

(1) 標準型

技術的な工夫の余地や効果が大きい工事で、安全対策、交通・環境への影響の軽減及び工期の短縮等の施工上の提案（以下「技術提案」という。）及び施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績など（以下「施工能力等」という。）及び地域性等の評価項目による評価と入札価格とを総合的に評価するもの。

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が比較的小さい一般的な工事において、施工能力等及び地域性等を評価項目として、それらの評価及び入札価格を総合的に評価するもの。

(3) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、施工能力等及び地域性等を評価項目として、それらの評価及び入札価格を総合的に評価するもの。

(学識経験者の意見聴取等)

第4条 市長は、次に掲げる場合には、施行令第167条の10の2第4項及び同条第5項の規定に基づき、学識経験を有する者の意見を聴取しなければならない。意見の聴取は学識経験を有する者で構成される福島市入札監視等委員会（以下「入札監視等委員会」という。）において行う。

(1) 落札者決定基準を定めようとするとき。

なお、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。

(2) 落札者決定基準の意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合の落札者を決定しようとするとき。

2 前項の規定に係わらず、緊急等を要する場合や市長が必要と認める場合には、学識経験を有する者2人以上から意見を文書により求めることにより、行うことができるものとする。

(入札参加資格)

第5条 福島市財務規則（平成15年規則第34号。以下「財務規則」という。）第163条第4項に定める「一般競争入札に参加する者に必要な資格」（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 財務規則第163条第1項に定める資格として、福島市競争入札参加資格審査事務処理要綱（以下「審査要綱」という。）による競争入札参加資格の認定を受けていること

(3) 福島市競争入札参加停止等取扱要綱に基づく競争入札参加停止を受けている期間中でないこと

(4) 入札参加形態が共同企業体を含む場合、次の各号に掲げる共同企業体の資格要件を満たすこと

①代表構成員とその他構成員の資格

②構成員の数

③代表構成員とその他構成員の出資割合

2 工事の入札参加資格については、前項に定める事項のほか、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めるものとする。

(1) 審査要綱第5条に定める工事種別及び総合数値又は等級区分に関すること

(2) 当該入札に参加する者の事業所の所在地に関すること

(3) 当該工事と同種又は類似工事の施工実績に関すること

(4) 当該工事に配置を予定する技術者の資格に関すること

(5) その他必要な事項に関すること

(入札参加資格要件の決定)

第6条 前条に規定する入札参加資格に係る要件は、審査要綱第9条に定める福島市競争入札参加資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）の議を経て、市長が決定する。

(入札の公告等)

第7条 総合評価一般競争入札の実施にあたっては、財務規則第164条に基づき、福島市公告式

条例（昭和25年条例第25号）別表の掲示場において掲示の方法により公告するとともに、福島市ホームページに掲載し、その写しを財務部契約検査課において閲覧に供する。

2 財務規則第164条の規定のほか、次に掲げる事項も併せて公告を行うものとする。

- (1) 競争入札に付す事項
- (2) 入札参加形態
- (3) 入札に参加する者に必要な資格
- (4) 共同企業体を結成する場合の各構成員に必要な資格要件
- (5) 設計図書等の閲覧・貸与等の方法及び期間
- (6) 入札参加資格申請の提出方法及び参加資格の決定について
- (7) 第3号及び共同企業体にあつては第4号の資格条件を満たし、資格を有することについて
文書で市長の確認を受けなければならない旨
- (8) 資格のないと認められた者には理由の説明を求めることができる旨
- (9) 資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
- (10) 公告又は設計図書等に関する質問方法
- (11) 総合評価に関する事項
 - ①落札者の決定方法
 - ②総合評価の方法
 - ③評価基準
 - ④配置予定技術者のヒアリングの有無
- (12) 入札方法及び入札日時及び場所
- (13) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (14) 契約が議会の議決を要するものであるとき、その議決を得たときに契約が成立する旨
- (15) 福島市工事請負約款（以下「約款」という。）又は約款に準じて契約する旨
- (16) 支払い条件に関する事項
- (17) 評価内容の担保措置
- (18) その他必要な事項

（競争入札参加資格申請及び技術提案書の提出）

第8条 入札参加希望者は、入札参加資格確認申請の際に次に掲げる書類の内、公告に定めたものを提出するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札参加資格確認申請書（様式1又は様式1-2（共同企業体の場合））
- (2) 技術提案書（様式2）
- (3) 工程表（様式3）
- (4) 同種工事の施工実績（様式4）
- (5) 配置予定技術者の資格及び工事経験等（様式5）
- (6) 地域貢献状況（様式6）
- (7) その他必要と認める技術資料
 - ①工事費内訳書（様式7又は様式7-2（共同企業体の場合））
 - ②公告又は設計図書等に関する質問書（様式8又は様式8-2（共同企業体の場合））
 - ③その他

2 標準型の場合には、前項第1号から第5号の書類及び必要に応じて技術資料を併せて提出する

ものとする。

- 3 簡易型の場合は、第1項第1号から第6号の書類を提出するものとする。
- 4 特別簡易型の場合は、第1項第1号、第4号、第5号及び第6号の書類を提出するものとする。
- 5 入札参加資格確認申請及び技術提案書等の作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、技術提案書等の返却は行わないものとする。
- 6 提出後における技術提案書等の内容変更、差替え、再提出は認めないものとする。

(落札者決定基準)

第9条 施行令第167条の10の2第4項の規定に基づく落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法、その他の基準及び手続を定めるものとする。

(評価基準)

第10条 前条に規定する評価基準(別表1、別表2-1、別表2-2、別表2-3、別表3)は、次の各号に掲げる項目等について定めるものとする。

- (1) 評価項目は、総合的なコストの縮減、工事目的物の性能及び機能の向上並びに社会的要請への対応等に関する事項とし、総合評価方式の型式並びに工事の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。
- (2) 各評価項目に対する得点配分は、必要度及び重要度に応じて定めるものとする。
- (3) 評価項目毎の得点の合計を加算点とし、加算点は10点から30点までの範囲内で定めるものとする。

(評価の方法)

第11条 評価の方法は、原則として次の各号の方法を採用して算出して得た評価値をもって行うものとする。

(1) 加算方式(簡易型・特別簡易型)

加算方式による評価値とは、入札参加希望者が提案した技術提案の各評価項目を点数化した得点の合計(以下「加算点」という。)を技術評価点とし、1から当該入札者の入札価格を予定価格で除して得た数値を除き、その数値に価格評価点の配点を乗じて得た数値(以下「価格評価点」という。小数点以下第4位切り捨て)を加えて得た数値とする。ただし、この方式における加算点の上限は30点、価格評価点の配点は100点とする。

【評価値＝技術評価点(加算点)＋価格評価点(配点100×(1－入札価格／予定価格))】

(2) 除算方式(標準型・技術提案重視の簡易型)

除算方式による評価値とは、加算点に、標準点である100点を加えた点数を技術評価点とし、当該入札者の入札価格で除して得た数値に整数値化する係数($\alpha = 10^8$)を乗じて得た数値(小数点以下第4位切り捨て)とする。

【評価値＝技術評価点(標準点100＋加算点)／入札価格× α 】

(落札者の決定方法)

第12条 落札者は、次の各要件全てに該当する者のうち、評価値が最も高い者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること
- (2) 低入札価格調査において、契約の相手方として不適当でないこと

- (3) 当該工事に係る技術提案が、最低限の要求要件（発注提示案）をすべて満たしていること
- 2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。

(技術提案等の審査)

第13条 入札参加申請者から技術提案を求める場合の提出方法及び審査方法等については、当該工事ごとに別に定めるものとする。

- 2 技術提案書等の審査は、市長が設置する総合評価一般競争入札技術審査委員会（以下「技術審査委員会」という。別表4）が行うものとする。ただし、特別簡易型についての審査は、技術審査委員会に替えて財務部契約検査課が行うものとする。
- 3 技術提案に対して必要があると認められる場合には、提案者に対して配置予定技術者ヒアリングを実施することができるものとし、ヒアリングを実施する場合には、公告において日時、場所及びヒアリング方法等について明らかにするものとする。
- 4 標準型及び簡易型の場合においては、技術審査委員会は、技術提案された施工の確実性や性能等の確保及び安全性等について、標準型又は簡易型技術提案評価基準により評価するものとし、その結果を総合評価方式評価結果書（以下「総合評価結果書」という。）（様式9）の技術評価点欄に記す。
- 5 特別簡易型の場合においては、財務部契約検査課は、企業の実績、配置予定技術者の能力及び地域貢献等について、特別簡易型技術提案評価基準により評価するものとし、その結果を総合評価結果書の技術評価点欄に記す。
- 6 技術評価点は、落札者決定まで非公表とし、入札開札までは技術提案や評点した総合評価結果書については、外部に漏洩しないよう施錠できる場所に厳重に保管するものとする。
- 7 財務部契約検査課は、当該入札開札後、技術評価点の付された総合評価結果書に入札額及び評価値を付し落札順位を決定する。
- 8 財務部契約検査課は、落札者の決定に際して総合評価結果を総合評価結果書により資格審査委員会に報告するものとする。
- 9 前項に関わらず、落札者の決定に際して第4条第1項第2号の規定により学識経験を有する者の意見を聴取しなければならないときは、財務部契約検査課は、入札監視等委員会又は2名以上の有識者からの総合評価方式による落札者の決定に係る審査結果報告書又は意見書を徴し、総合評価結果を総合評価結果書により資格審査委員会に報告するものとする。ただし、低入札価格調査の場合は契約の相手方として調査の結果履行が可能と確認された後、落札者決定の意見を徴する。
- 10 資格審査委員会は、総合評価結果書及び前項による意見を要する場合は審査結果報告書又は意見書に基づき、落札業者の採否を決定するものとする。

(評価内容の担保措置等)

第14条 本市が提案書等を採用するに当たり、設計図書において施工方法を指定しない部分の工事に関しても、技術提案を行った受注者はその責任を負うものとする。

- 2 性能等の提案内容が満たされない場合は、受注者は再度の施工義務を負う。ただし、評価する項目の性格から、再度施工が困難又は合理的でない場合は、工事成績評定の減点、契約金額の減額、損害賠償、競争入札参加停止等の対象とするものとする。

- 3 落札決定後、配置予定技術者の変更は認めないものとする。ただし、病気・死亡・退職等特別な理由により配置予定技術者を変更する場合には、事前に変更の承認を得た上で当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならないものとする。

(技術提案の保護)

第15条 提出された技術提案の著作権については、参加者に帰属するものとする。

- 2 技術提案については、以後の本市発注工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。
- 3 市長は、技術提案の内容を公表しないものとする。ただし、落札者となった者の提案について、採用した理由の説明を求められた場合には、提案者の知的財産に関する部分を除き、他者に比べ優位な点を公表することができるものとする。
- 4 市長は、提案者の了承を得ることなく技術提案の一部のみを採用することはできないものとする。ただし、標準的な施工方法についてはこの限りではない。

(評価結果等の公表)

第16条 落札者決定後速やかに技術評価点・入札価格及び総合評価値の結果、並びに落札者名について総合評価方式入札結果(閲覧用)(別紙1)により財務部契約検査課において閲覧に供するとともに、福島市ホームページに掲載し公表するものとする。

(総合評価の審査結果に対する理由の説明)

- 第17条 審査の結果、落札者とならなかった者は、その理由について書面により説明を求めることができるものとする。
- 2 市長は、前項の規定により説明を求められた場合は、10日以内(休日を含まない。)に書面により回答するものとする。

(入札及び契約の過程に係る苦情申立て)

第18条 入札及び契約の過程に係る苦情申立て及び再苦情申立てに係る具体的な手続き及び本要綱に定めのない事項については、福島市入札及び契約の過程に係る苦情申立てに関する要領の規定によるものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めのないものについては、財務規則、福島市制限付一般競争入札(建設工事・業務委託)実施要綱及び競争入札心得の定めるところによる。その他総合評価方式の実施及び運用に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月19日から施行する。